

市会議案第 24 号

「議案第 83 号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議

上記の議案を提出する。

令和 5 年 10 月 10 日提出

吹田市議会議員 乾 詮

同 高村 将敏

同 江口礼四郎

「議案第83号 吹田市市税条例の一部を改正する
条例の制定について」に対する附帯決議（案）

本条例の一部改正案のうち、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税額の減額措置、いわゆる「わがまち特例」について、一定要件を満たすマンションを対象に長寿命化に資する一定の大規模修繕工事等が実施された場合に、当該工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税を2分の1の割合で減額する提案がされている。

固定資産税額の減額割合を、国が示す減額割合の最大値である2分の1とするからには、本制度の導入を契機として、マンション管理の主体である区分所有者による管理の適正化を推進すべきである。

よって、本市議会は下記の事項を決議する。

記

- 1 本制度をマンションの管理不全の予防につながる実効性のあるものとする。
- 2 吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例に基づく届出制度によりマンションの管理状況を把握し、特に管理不全の兆候が見られるマンションに対しては、積極的なアウトリーチ型の支援として、個別にマンションを訪問し、マンション管理に関するアドバイザーの派遣を提案するなど、それぞれの課題の解決に努めること。
- 3 現在は2年間と限られている本制度の対象期間の延長を、国に要望すること。

令和5年10月 日

吹 田 市 議 会